

## 第7章 都市



宮島口まちづくり国際コンペ（廿日市市）



## 1 都市行政の課題

都市計画法の制定から半世紀近くが経過した現在、都市や地域を取り巻く状況は、大きく変化している。

平成 11 年 4 月以降、地方分権一括法の制定や都市計画法の改正、都市計画制度の創設等により、地方の主体性が強化され、地域の実情に応じた多彩な都市づくりを行われるようになった。

一方で、2050 年には日本の人口が 1 億人を割り込むことが予想され、人口の地域的偏在の加速や人口減少による生産・消費の縮小が危ぶまれるといった少子高齢化問題や、高度成長期以降に集中整備したインフラの老朽化問題などがますます深刻化しているほか、大規模地震の発生リスクが高まる中、耐震化されていない建築物が、商業エリアや緊急輸送道路沿道に存在している。

こうした中、本県は、まちづくりの主体である市町とともに、商業・医療・福祉・教育等を中心とする街なかの機能の再整備や、街なかと周辺部との交通ネットワーク化などコンパクトなまちづくりに取り組むとともに、災害に強くかつ个性的で魅力ある都市づくりを進める。

## 2 都市行政の基本方針

### (1) 都市の将来像を実現するための適切な都市計画の策定

県が一市町を超える広域的見地から定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（いわゆる都市計画区域マスタープラン）と、市町が地域に密着した見地から定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（いわゆる市町マスタープラン）が規定されている。

平成 24 年度より、以下①②③は地域政策局都市圏魅力づくり推進課へ移管

#### ① 都市計画区域マスタープランの策定

安定・成熟した都市型社会の到来に対応し、地域の自主性を尊重した制度への再構築が行われ、全ての都市計画区域でマスタープランを策定することとなった。

これを受けて、平成 14 年 3 月に策定した「広島県都市計画制度運用方針」に基づき、広域的な観点から、拠点化と連携を図った都市の将来像とその実現に向けた道筋を示す都市計画区域マスタープランを、平成 16 年 5 月、県内の 27 都市計画区域において策定した。

また、近年の市町村合併後の動向や社会情勢の変化を踏まえ、廃止した 1 区域を除く 26 区域について、平成 32 年を目標年次とした新たな都市計画区域マスタープランの策定を平成 23 年度に行ったところであり、今後は広島県の都市づくりの目標に基づき集約型都市構造の実現を目指していく。（都市計画区域の統合に伴い、都市計画区域マスタープランの策定数は、平成 28 年 3 月末現在は 22 となっている。）

#### ② 市町策定の都市計画マスタープランに対する助言等

市町マスタープランは、市町の建設に関する基本構想（長期総合計画等）と都市計画区域マスタープランに即して定めるものである。

市町村合併による再編後の市町が、住民の理解と参加のもと、主体的なまちづくりを推進するための新市町マスタープランの策定にあたり、適切な助言等を行う。

#### ③ 市町策定の緑の基本計画に対する助言等

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市町が緑の基本計画を策定する。

市町マスタープランと同様、今後、適切な助言等を行う。

#### ④ 区域区分、地域地区等の都市計画

地域の実情に応じた個性豊かなまちづくりの推進に向け、適切な区域区分を定めるとと

もに、地域地区等都市計画制度を活用し、きめ細かでメリハリのある土地利用の規制・誘導を図る。

## **(2) 都市機能の充実強化**

### **① 持続可能な都市の構築**

都市化社会から都市型社会への移行に伴い、既存都市基盤等のストックの維持・活用などによる持続可能な都市づくりを行う必要がある。

#### **(ア) 中心市街地の活性化**

住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設等）の立地の適正化を図る「立地適正化計画」に基づき、必要な都市機能の集約化や居住に関連する施設の誘導により、地域の核となるエリアを形成し、コンパクトなまちづくりを推進する。

#### **(イ) 都市の防災化等**

老朽化した木造建築物が密集し、防災上危険な密集市街地等について、都市計画制度の活用などについて助言等を行うとともに、建築物の耐震化等について普及啓発等を行い、居住環境の改善、防災機能の向上を図る。

#### **(ウ) 被災宅地危険度判定制度の推進**

大規模な地震や豪雨により被災した宅地の二次災害の可能性の判定及び住民の安全の確保を図るため、「被災宅地危険度判定制度」を推進する。

### **② 魅力あるまちづくりの推進**

#### **(ア) 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）**

都市再生整備計画事業は、市町の自主性・裁量性が最大限発揮でき、地域の創意工夫を活かした個性あふれるまちづくりが可能となる制度である。

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かしたまちづくりを実施し、住民生活の質の向上と地域経済の活性化を図るため、都市再生整備計画による事業を促進する。

また、地方都市の既成市街地においては、必要な都市機能を誘導する「立地適正化計画」に基づき、既存ストックの有効利用を図りつつ、将来にわたって持続可能な都市とするために必要な都市機能（医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業等）の整備・維持を支援し、地域の中心拠点の形成を図る。

#### **(イ) 社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）**

良好な住宅及び宅地を供給するため、公的機関及び民間による住宅宅地事業に関連して整備が必要となる道路・公園・下水道等公共施設の総合的な整備を図る。

#### **(ウ) 農住組合事業**

市街化区域内の農地において、「農と住の調和したまちづくり」を推進する。

#### **(エ) 都市景観**

各都市における地域固有の歴史や文化と調和した質の高い都市空間の創出を図るため、啓発活動などを推進するとともに、景観法施行や屋外広告物法等を活用した各都市・地域における良好な景観の形成に向けた取り組みについて助言等を行う。

さらに、魅力あるまちなみづくりに取り組む市町を支援することで、魅力ある景観

等、デザイン性のある都市空間の形成を推進し、本県における集客・交流の促進など地域の賑わいの創出を図る。(魅力ある「まちなみづくり」支援事業)

また、魅力ある地域環境の創出を図るため、魅力ある公共建築物の創造・発信や、建築に関する優れた人材の育成などを積極的に推進する。(魅力ある建築物の創造事業)

#### (オ) 空き家対策

人口減少・高齢化に伴い全国的に空き家は一貫して増加しており、本県においても、適切な管理が行われていない空き家が社会問題化している。

適切に管理されていない空き家が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを踏まえ、「広島県空き家対策推進協議会」を設立し、県、市町及び関係団体による密接な連携のもと、空き家問題について全県的に取り組む。

### (3) 交流及び連携機能の強化

都市活動や生活圏の広域化に伴い、都市間の交流・連携機能の強化を図るため、広島・備後都市圏等の内外に向けた交通機能の強化、適正な都市機能分担、環境問題への対応などを踏まえた施策を展開する。

#### ① 都市交通施策の推進

都市圏内外の連携・交流を支援するための交通ネットワークを構築するとともに、効率的な交通体系の形成や都市交通の円滑化を図るため、都市交通計画の策定、更新やTDM(交通需要マネジメント)施策を推進する。

#### (ア) 都市交通円滑化の推進

都市圏における交通渋滞対策とともに、交通に起因する環境負荷の低減を図るため、公共交通機関等を有効活用したパーク&ライド、ノーマイカー運動などの交通円滑化施策に取り組む。

	名 称	関係市町
都 市 交 通 円 滑 化 推 進 計 画	広島都市圏交通円滑化総合計画	広島市、廿日市市、大竹市など
	福山都市圏交通円滑化総合計画	福山市、府中市、尾道市など
	呉都市圏交通円滑化総合計画	呉市、熊野町、坂町など

## 3 都市計画の概要

### (1) 都市計画区域指定状況

一体の都市として、総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を、都市計画区域として定めており、平成28年3月末現在では、22都市計画区域(20市町)を指定している。

このうち、区域区分を定めている都市計画区域は、広島圏、備後圏、東広島の3都市計画区域(9市4町)である。

現在の指定状況は、都市計画区域指定一覧表及び都市計画区域指定図のとおりである。

市町村合併に伴い、一つの行政区域内に複数の都市計画区域が存在する区域においては、新市の意向を踏まえながら、一体の都市として必要な範囲を検証しながら、都市計画区域の統

合・再編等の見直しを行ったところであり、平成24年度は東広島及び黒瀬都市計画区域を東広島都市計画区域に、川尻及び安浦都市計画区域を川尻安浦都市計画区域に、江田島及び大柿都市計画区域を江田島都市計画区域に、平成25年度は因島及び瀬戸田都市計画区域を因島瀬戸田都市計画区域に各々統合した。

## (2) 都市計画決定状況

都市計画には、区域区分、地域地区、都市施設、市街地開発事業等を定めることとしている。これらの都市計画は、都市計画審議会の調査審議を経て都市計画決定を行っている。現在の決定状況は、都市計画決定状況一覧表のとおりである。

### 都市計画区域指定・準都市計画区域指定一覧表

#### 都市計画区域

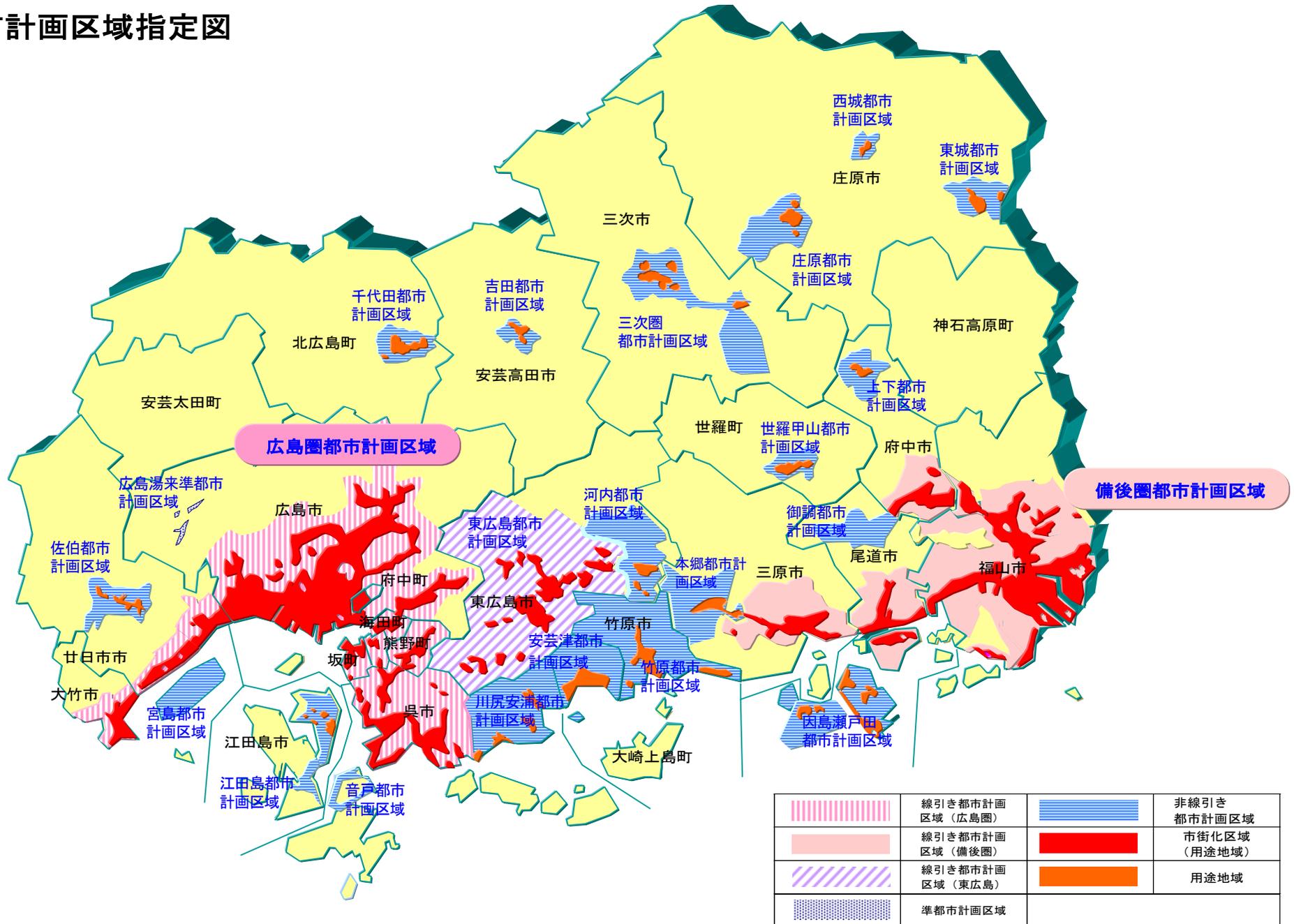
(平成28年3月31日 現在)

都市計画区域名	都市名	当初区域指定年月日	最終区域指定年月日	都市計画区域内人口(H22国調)	都市計画区域面積(ha)	適要	
線引き都市	広島圏	大竹市	S12.11.1	H16.5.31	27,612	2,298	大竹市の一部
		廿日市市	S15.8.22	H16.5.31	99,053	4,759	廿日市市の一部
		広島市	T12.7.1	H16.5.31	1,128,837	39,929	広島市の一部
		府中町	S14.8.16	H16.5.31	50,442	1,045	府中町の全域
		海田町	S17.11.26	H16.5.31	28,475	1,381	海田町の全域
		熊野町	S40.10.18	H16.5.31	24,533	3,362	熊野町の全域
		坂町	S17.11.26	H16.5.31	13,262	1,567	坂町の全域
		呉市	T12.7.1	H16.5.31	192,410	14,622	呉市の一部
	計	4市4町		1,564,624	68,963		
	備後圏	三原市	S9.3.13	H24.4.5	60,018	8,828	三原市の一部
		尾道市	S2.4.1	H24.4.5	95,135	7,387	尾道市の一部
		福山市	S3.9.10	H24.4.5	440,123	33,577	福山市の一部
		府中市	S9.3.13	H24.4.5	33,682	3,561	府中市の一部
		計	4市		628,958	53,353	
東広島	東広島市	S10.2.27	H25.2.4	166,681	35,229	東広島市及び旧黒瀬町の一部	
計	9市4町		2,360,263	157,545			
非線引き都市	竹原	竹原市	S9.1.17	S61.9.18	28,644	11,830	竹原市の全域
	三次圏	三次市	S9.2.3	H9.10.2	34,045	9,079	三次市の一部
	庄原	庄原市	S13.6.10	S62.8.31	13,049	4,431	庄原市の一部
	因島瀬戸田	尾道市	S13.9.12	H26.3.24	34,177	7,252	旧因島市の全域及び旧瀬戸田町の全域
	宮島	廿日市市	S10.11.15	S10.11.15	1,760	3,039	旧宮島町の全域
	東城	庄原市	S13.5.10	S13.5.10	4,512	2,768	旧東城町の一部
	安芸津	東広島市	S18.5.13	S18.5.13	10,919	6,508	旧安芸津町の全域
	川尻安浦	呉市	S20.4.18	H25.3.28	20,892	7,979	旧川尻町の一部及び旧安浦町の全域
	江田島	江田島市	S31.6.6	H25.1.28	17,675	3,746	旧江田島町の一部及び旧大柿町の一部
	上下	府中市	S31.6.6	S62.8.31	2,237	703	旧上下町の一部
	西城	庄原市	S32.2.28	S32.2.28	1,571	414	旧西城町の一部
	千代田	北広島町	S49.5.10	H8.4.1	6,854	2,839	旧千代田町の一部
	吉田	安芸高田市	S55.11.21	S55.11.21	5,679	1,253	旧吉田町の一部
	本郷	三原市	S61.12.15	S61.12.15	10,648	5,653	旧本郷町の一部
	河内	東広島市	S61.12.15	S61.12.15	5,567	5,397	旧河内町の一部
	世羅甲山	世羅町	H2.2.13	H2.2.13	5,735	1,466	世羅町の一部
	佐伯	廿日市市	H2.11.29	H11.9.30	8,541	3,887	旧佐伯町の一部
	音戸	呉市	H5.9.30	H5.9.30	12,702	1,246	旧音戸町の一部
	御調	尾道市	H7.12.25	H7.12.25	6,025	2,278	旧御調町の一部
	計	12市2町			231,232	81,768	
合計	14市6町			2,591,495	239,313		

#### 準都市計画区域

準都市計画区域名	都市名	当初区域指定年月日	最終区域指定年月日	都市計画区域内人口(H22国調)	準都市計画区域面積(ha)	適要
広島湯来	広島市	H23.5.16	H23.5.16	3,770	460	旧湯来町の一部

# 都市計画区域指定図





## 4 都市環境の整備

### (1) 屋外広告物

「屋外広告物法」（昭和 24 年法律第 189 号）、「広島県屋外広告物条例」及び「広島県屋外広告物に関する規則」により屋外広告物の禁止地域及び許可地域を指定して、良好な景観の形成や風致の維持を図るとともに、公衆に対する危害の防止に努めている。

昭和 54 年度から屋外広告物に関する事務を市町（村）長に委任し、市町長が無許可・違反広告物の取締りに当たっている。

また、屋外広告業者に対しては、講習会の開催及び屋外広告業の登録により、屋外広告物に関する法令等の知識の普及を図るとともに、業界の実態を把握してその指導育成に努めている。

屋外広告物に対する平成 27 年度の許可件数は、4,423 件である。

### (2) 緑地協定

都市の過密化等に伴う生活環境の悪化が叫ばれているなかで、都市の緑が次第に姿を消しつつある。

そこで、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）に基づき都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地の所有者が市街地の良好な環境を確保するため、その全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する協定を締結するものである。

## 5 宅地開発

都市及びその周辺部における無秩序な宅地等の開発を防ぎ、良好な都市環境の形成を図るため、開発許可制度及び「宅地造成等規制法」（昭和 36 年法律第 191 号）の許可制度の適正な運用を行う。

### (1) 開発許可制度の概要

都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分し、それぞれの区域で一定規模以上の宅地開発、一定目的以外の開発行為等を行う場合、あらかじめ知事の許可を受けることが必要となっている。

また、この制度は、昭和 49 年の「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）の一部改正により、一定規模以上の開発行為については、区域区分が決定されていないいわゆる非線引都市計画区域においても適用されることとなり、平成 12 年の一部改正により、都市計画区域外の区域における一定規模以上の開発行為についても適用されることとなった。

政令指定都市である広島市、中核市である福山市、特例市である呉市（平成 12 年度に移行。）及び権限移譲のあった三次市（平成 17 年度より）、東広島市（平成 18 年度より）、三原市・尾道市・廿日市市・竹原市※（平成 20 年度より）においては、それぞれの市の区域における開発許可事務は、それぞれの市において処理している。（※竹原市は 1 ha 未満の事務のみが移譲の対象）

### (2) 宅地造成等規制法の許可制度の概要

宅地造成工事規制区域は、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域について指定されるもので、この区域内において行う宅地造成（一定の切土、盛土又は面積以上のものに限る。）については、災害防止のためあらかじめ許可を受けることが必要となっている。宅地造成工事規制区域の指定状況は下表のとおりで、広島県の総面積の 27.8%にあたる。

政令指定都市である広島市、中核市である福山市及び特例市である呉市（平成 12 年度に移行。）及び権限移譲のあった三次市（平成 17 年度より）、東広島市（平成 18 年度より）、三原

市・尾道市・廿日市市・竹原市※（平成20年度より）においては、それぞれの市の区域における宅地造成に関する工事等の規制事務はそれぞれの市において処理している。（※竹原市は1ha未満の事務のみが移譲の対象）

### 宅地造成工事規制区域一覧

（平成28年3月31日現在）

管轄市又は 管轄建設事務所	市町名	(a)規制法適用区域面 (km <sup>2</sup> )	(b)市町面積 (km <sup>2</sup> )	(a)/(b) (%)
広島市	広島市	591.26	905.41	65.3
福山市	福山市	310.89	518.14	60.0
呉市	呉市	220.82	353.85	62.4
三原市	三原市	249.68	471.19	53.0
尾道市	尾道市	144.01	284.85	50.6
三次市	三次市	67.38	778.19	8.7
東広島市	東広島市	392.40	635.32	61.8
廿日市市	廿日市市	109.23	489.36	22.3
西部	竹原市	106.66	118.30	90.2
	大竹市	14.10	78.57	17.9
	江田島市	50.43	100.98	49.9
	府中町	7.81	10.45	74.7
	海田町	9.99	13.81	72.3
	熊野町	30.88	33.62	91.9
	坂町	13.13	15.67	83.8
	小計	233.00	371.40	62.7
東部	府中市	37.07	195.71	18.9
	小計	37.07	195.71	18.9
合	計	2,355.74	5,003.42	47.1

(3) 許可状況

① 開発行為の許可状況

(平成28年3月31日 現在)

管轄建設事務所	年度 区分 市町名	23				24				25				26				27																
		市街化区域		市街化調整区域		非線引区域		都市計画区域外		市街化区域		市街化調整区域		非線引区域		都市計画区域外		市街化区域		市街化調整区域		非線引区域		都市計画区域外										
		許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)									
西部	竹原市									1	1.4																							
	大竹市	2	1.3					1	6.2					2	0.6						3	0.6												
	安芸高田市														1	1.0				1	0.5													
	江田島市					1	0.7								1	0.5				1	0.3													
	府中町							1	0.3					2	1.6																			
	海田町	1	0.3					1	0.1											1	0.6			2	1.1									
	熊野町	1	0.5	3	6.4					1	0.5										2	0.2			4	1.2								
	坂町							1	0.2											1	0.3													
	安芸太田町																																	
	北広島町										1	0.5								1	0.5													
大崎上島町																																		
小計	4	2.1	3	6.4	1	0.7			4	6.8	1	0.5	2	1.9					4	2.2	1	0.5	1	1.0	7	3.4	2	0.2			9	2.9		
東部	世羅町															1	0.6	1	1.6															
	府中市	2	0.4	1				3	1.0	1				3	0.5				2	0.5					1	0.1								
	神石高原町																																	
小計	2	0.4	1				3	1.0	1				3	0.5		1	0.6	1	1.6	2	0.5				1	0.1								
北部	庄原市						1	2.7				1	0.8												2	1.5								
	小計						1	2.7				1	0.8						0	0.0					2	1.5								
合計	6	2.5	4	6.4	1	0.7	1	2.7	7	7.8	2	0.5	3	2.7					7	2.7	1	0.5	2	1.6	1	1.6	9	3.9	2	0.2			10	3.0
協議(第34条の2)																																		

- (注) ・開発変更許可分は計上しない。  
 ・市街化区域と市街化調整区域にまたがる開発は市街化調整区域の開発に計上した。  
 ・竹原市については、県許可分(1ha以上のもの)のみを計上した。

- (注) ・開発変更許可分は計上しない。  
 ・市街化区域と市街化調整区域にまたがる開発は、市街化調整区域の開発に計上した。  
 ・竹原市については、県許可分(1ha以上のもの)のみを計上した。

② 都市計画法第43条の規定による建築許可状況

(平成28年3月31日 現在)

管轄建設事務所	年度 区分 市町名	23		24		25		26		27	
		許可件数	許可面積 (m <sup>2</sup> )								
西部	大竹市										
	府中町										
	海田町										
	熊野町	3	875	5	2,010	4	861	4	7,886	4	1,979
	坂町									1	229
	小計	3	875	5	2,010	4	861	4	7,886	5	2,208
東部	府中市	2	395	1	431	3	1,168				
	小計	2	395	1	431	3	1,168				
合計		5	1,270	6	2,441	7	2,029	4	7,886	5	2,208
協議(第43条の3)											

③ 宅地造成に関する工事の許可状況

(平成28年3月31日 現在)

管轄建設事務所	年度 区分 市町名	23		24		25		26		27	
		許可件数	許可面積 (ha)								
西部	竹原市										
	大竹市	1	0.1								
	江田島市	1	0.1								
	府中町			2	1.7	1	1.7			1	1.0
	海田町			6	7.7	1	0.9	2	0.4	3	2.6
	熊野町	1	0.2	1	1.0	1	1.0	1	0.8		
	坂町	1		1		2	1.5				
	小計	4	0.4	10	10.4	5	5.1	3	1.2	4	3.6
東部	府中市	1						1	0.1		
	小計	1						1	0.1		
合計		5	0.4	10	10.4	5	5	4	1.3	4	3.6
協議(第11条)											

(注) ・竹原市については、県許可分(1ha以上のもの)のみを計上した。  
 ・既申請に係る再申請分は計上しない。

## 6 街路事業

### (1) 街路事業の概要

本県の都市計画道路は、広島市において、昭和3年に29路線を定め、昭和5年から街路事業に着手したのが最初で、その後、尾道市をはじめ呉市、福山市、その他の市町においても逐次計画決定され、平成26年3月31日現在では、13市6町において、総延長約1,484kmが都市計画決定されている。

本県では、「広域的な交流・連携基盤の強化」、「集客・交流機能の強化とブランド力向上」、「防災・減災対策の充実・強化」、「持続可能なまちづくり」を推進するため、広島県道路整備計画2016に基づき、整備の重点化を図り、都市の骨格となる幹線街路、地域住民の日常生活の利便に関連する街路の整備を促進している。

また、鉄道による交通の遮断及び地域の分断を解消するため、鉄道の高架化を促進することとし、昭和54年度に着手した三原駅周辺におけるJR山陽本線・呉線の連続立体交差事業を平成5年度に完了させ、平成5年度からは広島市東部地区（広島市南区・安芸区、府中町、海田町）においてJR山陽本線・呉線の連続立体交差事業に着手している。（現在、共同事業者である広島市と連携して、公共事業を取り巻く環境の変化を踏まえ、見直しの検討を行っている。）

また、バリアフリーに対応した交通結節点や駅周辺整備を行い公共交通機関の一層の利用促進を図ることとしている。

### 都市計画道路等の整備状況

(平成28年3月31日現在) (単位: km, %)

区分	自動車専用道路	幹線街路	区画街路	特殊街路	合計
計画決定	208.49	1,217.98	22.49	34.61	1,483.57
改良済延長	97.25	786.61	20.83	33.89	938.58
改良率	46.64	64.58	92.62	97.92	63.26

### (2) 主な事業の概要

#### ① 街路事業

路線名	事業区間	事業延長	計画幅員	総事業費
青崎池尻線	安芸郡府中町桃山二丁目	440m	12m	約20億円
栗柄広谷線	府中市高木町	551m	18m	約23億円

#### ② 連続立体交差事業

事業箇所名	事業主体	事業延長	踏切除却	事業期間	総事業費
広島市東部地区	広島県 広島市	山陽本線 4.6km 呉線 1.7km	16ヶ所 4ヶ所	平成5年度 ～平成34年度	約960億円 (内県分約606億円)

広島市東部地区連続立体交差事業は現在見直し検討中である。

(記載の事業概要は、見直し検討前の事業概要である。)

(3) 平成 28 年度事業の内容

① 県事業（公共）

(単位：千円，%)

分 工種	区	平成 27 年度当初		平成 28 年度当初		事業費 比較	説 明
		箇所	事業費	箇所	事業費		
改 築		12	2,369,000	10	2,380,500	100.4	青崎池尻線, 栗柄広谷線 ほか
鉄道高架		1	100,000	1	98,000	98.0	広島市東部地区 連続立体交差事業
そ の 他		-	34,213	-	31,413	91.8	市町事業指導監督費 ほか
計		13	2,503,213	11	2,826,913	112.9	

② 市町事業（政令市を除く）

(単位：千円，%)

工種	区分	平成 27 年度当初		平成 28 年度当初		事業費 比較	説 明
		箇所	事業費	箇所	事業費		
改 築		17	3,650,189	20	2,497,176	68.4	横路4丁目白石線(呉市), 円一皆実線(三原市), 廿日市駅構内線(廿日市市) ほか

7 市街地開発事業等

(1) 市街地開発事業計画の概要

① 土地区画整理事業計画

土地区画整理事業は、都市基盤の整備水準が低い地区について、土地の交換分合を行って宅地の区画・形状を整え、減歩によって生み出した用地により道路、公園などの公共施設を整備・改善し、土地利用の増進を図るものである。

現在の都市計画決定状況は、次表のとおりである。

(平成 28 年 3 月 31 日 現在)

都市計画 区域名	都市名	都市計画決定		都市計画 区域名	都市名	都市計画決定		都市計画 区域名	都市名	都市計画決定	
		決 定 地 域 数	面 積 h a			決 定 地 域 数	面 積 h a			決 定 地 域 数	面 積 h a
広島圏	大竹市	—	—	備後圏	三原市	3	131.2	東広島	東広島市	5	201.0
"	廿日市市	4	72.9	"	尾道市	4	130.9	竹原	竹原市	1	30.3
"	広島市	14	1,507.7	"	福山市	33	2,082.4	安浦	呉市	1	17.1
"	府中町	3	66.0	"	府中市	2	129.3	庄原	庄原市	1	2.2
"	海田町	1	2.0					本郷	三原市	1	47.8
"	熊野町	—	—					三次	三次市	2	16.0
"	坂町	—	—								
"	呉市	5	349.3								
小計 1,997.9ha				小計 2,473.8ha				小計 314.5ha			
合計 4,786.2ha											

## ② 市街地再開発事業計画

市街地再開発事業は、市街地の高度利用を図る地区内で、公共施設の整備とともに、用途、容積、防災、美観を考慮した市街地をつくり、都市機能の更新を図るものである。

この事業は、市街地建築物に、従前の権利者全般の希望を換地床と共有持分となる土地に権利変換させ、この建築物（再開発ビル）の余裕部分（保留床）に広域都市計画から所要される業務、商業等の機能を収容しつつ公共用地を生み出してゆくものである。

現在実施中の事業について、都市計画決定状況は、次表のとおりである。

(平成 28 年 3 月 31 日 現在)

都市計画 区域名	都市名	区分	名 称	施 主 行 体	施 区 面 積	行 域 積 面	建 築 地 積	建 べ い の 限	容 積 率 の 限	積 度 の 制	建 築 物 の 高 さ の 制 限	主 要 用 途	決 定 年 月 日
広島圏	広島市	第一種	広島駅南口 B ブロック第一種市街地再開発事業	組 合	1.4	0.84	9/10	110/10	—	—	店舗、住宅、事務所、 駐車場、駐輪場	S63.9.16 決定 H20.3.26 変更	
	広島市	第一種	広島駅南口 C ブロック第一種市街地再開発事業	組 合	1.9	0.97	9/10	80/10	180m	—	店舗、住宅、駐車場	H23.4.12 決定	

## (2) 市街地開発事業の概要

市街化の進展に応じた効率的な公共施設の整備及び良好な宅地の供給を図るため、土地区画整理事業を推進するとともに、既成市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を促進している。

### ① 土地区画整理事業

現在、土地区画整理事業については、11 箇所 260.9ha（広島市を除く）が施行中である。このうち補助事業により実施中の箇所は、次表のとおりである。

また、県は、土地区画整理事業を促進するため、必要に応じて県道負担金を支出している。

### 補助事業一覧

(平成 28 年 3 月 31 日 現在)

都市名	施行地区	面積 (ha)	採択 年度
竹 原 市	新 開	30.3	元
海 田 町	海田市駅南口	2.0	4
廿 日 市 市	廿日市駅北	16.3	11
府 中 町	向洋駅周辺	12.2	11
三 原 市	東 本 通	47.8	10
三 次 市	み ら さ か	10.7	12
福 山 市	川 南	27.4	15
東 広 島 市	寺 家 地 区	10.8	21
庄 原 市	庄原駅周辺地区	2.2	21
合計		159.7	

県道負担金 (単位：千円)	
平成 27 年度当初予算	平成 28 年度当初予算
82,525	93,009

※広島市を除く。

※社会資本整備総合交付金の交付期間が終了した 2 地区を除く。

## ② 市街地再開発事業

市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再開発法に基づいて市街地整備を施行する個人又は組合の事業に要する経費の一部を国、県及び市町が助成している。現在、実施中の補助事業は、次表のとおりである。

### 補助事業一覧

(平成28年3月31日現在)

都市名	地区名	面積 (ha)	施行者	事業年度	総事業費 (百万円)	県補助金 (百万円)	施設建築物の概要
広島市	広島駅南口 Bブロック	1.39	組合	3～28 (予定)	39,219 (予定)	1,607 (予定)	西棟 地上52階 地下2階 東棟 地上10階 地下1階
〃	広島駅南口 Cブロック	1.90	組合	23～28 (予定)	32,060 (予定)	1,571 (予定)	住宅棟 地上46階 地下1階 商業棟 地上11階 地下1階

## 8 公園事業

### (1) 公園事業の概要

本県における都市公園等の開設状況は、平成26年度末において一人当たりの面積は11.3㎡となっており、全国平均の10.2㎡は上回っているものの、都市ごとに整備水準の格差が生じている。

公園は、県民に対し安らぎや憩いの場、レクリエーション活動の場を提供するとともに、都市環境の保全、大地震火災時における避難地や延焼防止機能など、多くの役割を有する重要な施設であるため、こうした機能を総合的に発揮できるよう、住区基幹公園、都市基幹公園、特殊公園及び都市緑地等をその種別に応じた適正な配置と規模で設置する。

また、県民のレクリエーション活動の広域化、多様化傾向に対応するため、広域公園を配置し、健全な野外レクリエーション活動を促進する。

#### 【県立公園（土木建築局所管）の概要】

○ 備北圏における総合文化ゾーン建設の方針を受け、文化活動を推進する主要施設として「みよし公園」を整備しており、カルチャーセンター、子どもの広場、パークゴルフ場、テニスコート、文化の広場、芝生広場、温水プール等を設置して備北圏及び周辺地域の利用に供している。

○ 備後圏における都市公園の水準を引き上げ、広域化・多様化するレクリエーション需要に対処するとともに、スポーツの振興を図るため、「びんご運動公園」を整備しており、陸上競技場、球技場、テニスコート、野球場等を設置して、備後圏及び周辺地域の利用に供している。

○ 世羅高原の持つ魅力ある風土の下で、「県民のやすらぎ交流拠点」を基本テーマに、地域交流や自然とのふれあいを通じ、心身のリフレッシュできる公園として「せら県民公園」を整備しており、交流広場、のんびり高原、レクリエーション広場、ミニチュアガーデン等の第Ⅰ期整備区域を県民の利用に供している。また、平成20年4月12日に自然の生態を学習することができる自然観察園を、平成23年4月1日に散策道を追加開園している。

(金額単位：百万円)

公園名	所在地	面積(ha)	総事業費	事業年度
びんご運動公園	尾道市	87.6	約21,912	S58年度 ～H14年度
みよし公園	三次市	52.8	約10,683	S55年度 ～H12年度
せら県民公園	世羅町	63.3	約3,891*	H14年度～

(\*せら県民公園総事業費は、第Ⅰ期区域+自然観察園)

(2) 事業の実施状況

① 主な事業の内容

- ・避難地，防災拠点等となる都市公園等の整備
- ・施設の老朽化対策（長寿命化計画策定，計画的な改築・更新），バリアフリー化対策等

② 都市公園のアセットマネジメント

土木建築局所管の都市公園では，平成22年度にびんご運動公園，平成23年度にみよし公園及びせら県民公園の長寿命化計画を策定している。今後は適切な施設点検・保守対策及び長寿命化計画に基づく施設の修繕・改築・更新を行い，ライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を図る。

③ 平成28年度事業費

(単位：千円)

区分	平成28年度予算	(参考)平成27年度
公共事業	157,500	73,500
単独建設事業	43,000	20,400
維持修繕事業	57,900	62,832

※公共事業は繰越除く

④ 都市公園等整備状況

平成26年度末都市公園等整備現況調査結果(市町別)

都市公園等とは、「都市公園法」に基づき国又は地方公共団体が設置する都市公園，及び都市計画区域外において都市公園に準じて配置されている特定地区公園(カントリーパーク)を指す

(平成27年3月31日 現在)

	住区基幹公園						都市基幹公園				大規模公園		特殊公園		国営公園		その他		都市公園等合計		都市計画区域人口等(千人)	一人当たり公園等面積(m <sup>2</sup> /人)
	街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		広域公園											
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)		
合計	2662	395.3	107	212.2	26	136.1	28	426.2	20	290.3	5	291.2	29	659.0	1	338.8	166	199.0	3044	2948.1	2601	11.3
広島市	965	158.4	45	97.6	11	49.5	8	181.3	5	94.0	2	125.5	11	96.9			72	82.4	1119	885.6	1145	7.7
呉市	308	33.3	10	13.0	5	28.2	3	31.7	2	22.8			6	78.6			1	5.8	335	213.4	223	9.6
竹原市	11	2.4	2	2.3			2	45.4											15	50.1	28	17.9
三原市	84	16.2	2	6.3					1	17.5							3	14.4	90	54.4	73	7.5
尾道市	66	12.0	3	4.8			1	3.2	3	25.2	1	87.6					7	3.0	81	135.8	130	10.4
福山市	569	87.6	18	31.9	3	18.4	5	39.7	2	24.1			7	41.2			51	68.0	655	310.8	441	7.0
府中市	36	7.0	4	6.6			1	3.8	1	9.8			2	18.7			2	0.7	46	46.6	36	12.9
三次市	9	3.5	2	3.1	1	6.6	1	6.2	1	22.4	1	50.9							15	92.6	34	27.2
庄原市	2	0.4	1	1.2			1	24.4	1	11.2					1	338.8			6	376.0	19	197.9
大竹市	54	5.0	1	2.3	1	7.3	1	12.8									1	1.5	58	28.9	27	10.7
東広島市	288	29.5	8	17.5			3	47.7	1	18.6							6	0.8	306	114.1	177	6.4
廿日市市	201	28.5	8	22.1	1	6.2			1	24.5			2	422.7			19	8.0	232	511.9	114	44.9
安芸高田市																						6
江田島市	6	1.0	2	2.3	1	4.6			1	8.5			1	1.0			1	3.0	12	20.4	16	12.8
府中町	10	2.2			1	5.6	1	16.3											12	24.1	52	4.6
海田町	21	3.2					1	13.8											22	17.0	28	6.1
熊野町	6	0.8			1	4.0											1	1.5	8	6.2	25	2.5
坂町	26	4.5	1	1.3	1	5.8											1	0.5	29	12.2	13	9.4
北広島町									1	11.7							1	9.5	2	21.2	8	26.4
世羅町											1	27.2							1	27.2	6	45.3

※特殊公園は風致公園，動植物公園，歴史公園，墓園の合計

※その他は緩衝緑地，都市緑地，広場公園，緑道，カントリーパークの合計

※表示数値以下を四捨五入しているため，合計が一致しない場合がある

## 9 下水道事業

### (1) 下水道事業の概要

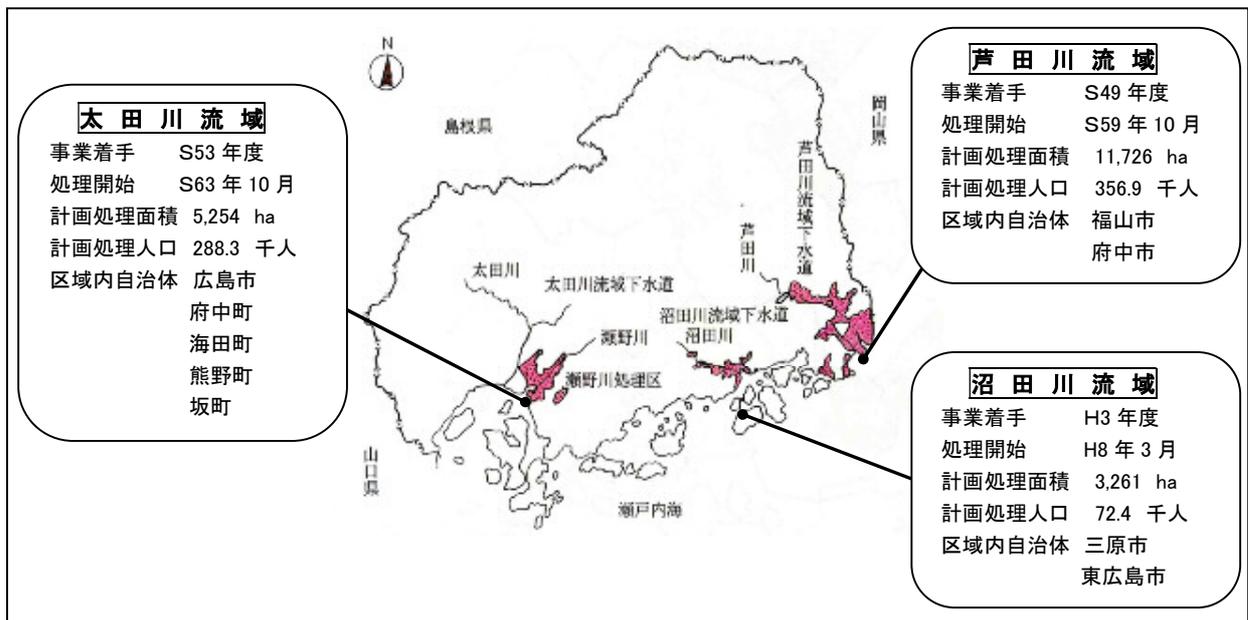
広島県内23市町のうち公共下水道を実施しているのは、22市町であり、平成26年度末の県内の下水道普及率は、72.0%である。また、農業・漁業集落排水や合併浄化槽等による汚水処理に係る分を含めた汚水処理人口普及率は、85.9%である。

### (2) 流域下水道事業の概要

#### ① 流域下水道

流域下水道は、主として市町村が管理する関連公共下水道により排除される下水を受けて、これを排除及び処理するために都道府県が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するものである。

本県には、太田川流域下水道、芦田川流域下水道及び沼田川流域下水道の3件がある。



#### ② 流域下水道の整備状況

(平成28年3月31日 現在)

区分 流域 下水道名 (処理区名)	全体計画			整備状況				
	管渠	処理場		管渠	処理場			
		処理能力	面積		使用開始	処理能力	取得用地	処理施設
太田川 (瀬野川処理区)	km 28.4	m <sup>3</sup> /日 156,710	ha 30.7	km 28.4	S63.10.1	m <sup>3</sup> /日 148,380	ha 30.7	管理本館 水処理施設 汚泥処理施設
芦田川 (芦田川処理区)	39.6	205,700	28.6	39.6	S59.10.1	179,200	28.6	管理本館 水処理施設 汚泥処理施設 汚泥焼却施設
沼田川 (沼田川処理区)	43.2	45,800	6.6	43.2	H8.3.25	23,800	6.6	管理本館 水処理施設 汚泥処理施設

### (ア) 太田川流域下水道の概要

昭和56年度から幹線管渠の建設工事に、昭和59年度から終末処理場（東部浄化センター）の建設工事に着手し、昭和63年度に一部供用開始（24,600m<sup>3</sup>/日）した。現在148,380m<sup>3</sup>/日で供用している。

#### 市町別計画処理区域面積・計画処理人口及び計画処理水量の内訳

処理区名	市町名	計画処理区域面積 (ha)	計画処理人口 (千人)	計画処理水量 日最大 (m <sup>3</sup> /日)
瀬野川処理区	広島市	3,065.4	188.7	107,410
	府中町	646.0	47.2	20,620
	海田町	612.0	24.1	12,180
	熊野町	571.9	17.6	7,040
	坂町	358.8	10.7	5,720
計		5,254.1	288.3	152,970

#### 処理施設

処理区名	終末処理場名	排除方式	処理方法	敷地面積 (ha)	処理能力	
					計画処理水量 日最大 (m <sup>3</sup> /日)	計画処理人口 (人)
瀬野川処理区	東部浄化センター	分流式	標準活性汚泥法 (凝集剤併用型循環式硝化脱窒法) +急速砂ろ過	30.7	152,970	288,290

#### 幹線管渠

処理区名	幹線名	管渠径 (mm)	延長 (m)
瀬野川処理区	安芸幹線	⊙1,350~□2,600	6,620
	瀬野川幹線	⊙1,350~⊙1,800	9,330
	坂幹線	⊙700~⊙1,350	4,440
	熊野幹線	⊙450~□1,800	8,030
計			28,420

□・・・馬蹄断面 ⊙・・・円形断面

#### 平成28年度事業費

(単位：百万円)

区分	全体計画	平成27年度まで	平成28年度(計画)	
総事業費	141,223	114,219	494	
内訳	国庫補助事業	131,337	107,729	459
	単独県費事業	9,886	6,490	35

※ 各数値は四捨五入を行っているため、合計が合わないことがある。

### (イ) 芦田川流域下水道の概要

昭和51年度から幹線管渠の建設工事に、昭和53年度から終末処理場（芦田川浄化センター）の建設工事に着手し、昭和59年度に一部供用開始（33,600m<sup>3</sup>/日）した。現在179,200m<sup>3</sup>/日で供用している。

#### 市町別計画処理区域面積・計画処理人口及び計画処理水量の内訳

処理区名	市町名	計画処理区域面積 (ha)	計画処理人口 (千人)	計画処理水量 日最大 (m <sup>3</sup> /日)
芦田川処理区	福山市	10,542.7	333.8	192,010
	府中市	1,182.8	23.1	13,630
計		11,725.5	356.9	205,640

## 処理施設

処理区名	終末処理場名	排除方式	処理方法	敷地面積 (ha)	処理能力	
					計画処理水量 日最大 (m <sup>3</sup> /日)	計画処理 人口 (人)
芦田川処理区	芦田川浄化センター	分流式	標準活性汚泥法 +急速砂ろ過	28.6	205,640	356,850

## 幹線管渠

処理区名	幹線名	管渠径 (mm)	延長 (m)
芦田川処理区	芦田川幹線	⊙1,350~⊙3,250	25,270
	沼隈幹線	⊙540~⊙1,350	14,320
計			39,590

⊙・・・円形断面

## 平成28年度事業費

(単位：百万円)

区分	全体計画	平成27年度まで	平成28年度(計画)
総事業費	110,375	106,778	2,066
内訳	国庫補助事業	102,649	101,244
	単独県費事業	7,726	5,534

※ 各数値は四捨五入を行っているため、合計が合わないことがある。

## (ウ) 沼田川流域下水道の概要

平成3年度より幹線管渠の建設工事に、平成4年度より処理場の建設工事に着手し、平成7年度に一部供用開始(11,900m<sup>3</sup>/日)した。現在23,800m<sup>3</sup>/日で供用している。

## 市町別計画処理区域面積・計画処理人口及び計画処理水量の内訳

処理区名	市町名	計画処理区域面積 (ha)	計画処理人口 (千人)	計画処理水量 日最大 (m <sup>3</sup> /日)
沼田川処理区	三原市	2,758.7	65.6	42,120
	東広島市	502.1	6.8	3,610
計		3,260.8	72.4	45,730

## 処理施設

処理区名	終末処理場名	排除方式	処理方法	敷地面積 (ha)	処理能力	
					計画処理水量 日最大 (m <sup>3</sup> /日)	計画処理 人口 (人)
沼田川処理区	沼田川浄化センター	分流式	標準活性汚泥法	6.6	45,730	72,360

## 幹線管渠

処理区名	幹線名	管渠径 (mm)	延長 (m)
沼田川処理区	沼田川幹線	⊙150~⊙1700	34,030
	西野川幹線	⊙900~⊙1350	2,440
	空港幹線	⊙200~⊙250	6,760
計			43,230

⊙・・・円形断面

平成28年度事業費

(単位：百万円)

区 分	全体計画	平成27年度まで	平成28年度(計画)
総事業費	48,500	33,226	197
内訳	国庫補助事業	45,105	183
	単独県費事業	3,395	14

※ 各数値は四捨五入を行っているため、合計が合わないことがある。

(3) 芦田川流域下水道芦田川浄化センター下水汚泥固形燃料化事業の概要

① 目的

この事業は、バイオマス資源である下水汚泥から固形燃料化物を製造し、燃料として石炭ボイラ等を所有する民間企業等に有償で供給するスキームにより、下水汚泥処分の長期安定確保を図るとともに、バイオマスエネルギーとしての有効利用及び地球温暖化防止に資することを目的とするものである。

② 事業概要

事業期間： 設計施工 平成26年10月～平成28年12月  
 : 維持管理 平成29年 1月～平成49年 3月(20年3ヵ月間)  
 (DBOを活用し、設計・施工・20年間の維持管理を含めた一括契約)  
 事業費 : 約39億円  
 事業内容： 芦田川浄化センター及び県内4箇所の単独公共下水道の終末処理場で発生する下水汚泥から固形燃料化物を製造し、石炭代替燃料として有効利用を図る。

③ 事業スキーム



完成予想図 (平成29年1月 供用開始予定)

#### (4) 公共下水道事業（特定環境保全公共下水道を含む。）の概要

公共下水道は、主として市街地における雨水及び汚水を排除し、又は処理するための下水道で、終末処理場を有するものと、流域下水道に接続するものがある。

現在、下水道計画を有さない神石高原町を除く全ての市町（14市8町）において、公共下水道事業を実施している。

#### 公共下水道の整備状況

（平成27年3月31日 現在）

市町名	処理人口 (A) 千人	行政人口 (B) 千人	普及率 (A/B)%	市町名	処理人口 (A) 千人	行政人口 (B) 千人	普及率 (A/B)%
広島市	1,118.0	1,188.1	94.1	安芸高田市	10.1	30.4	33.2
呉市	202.5	234.6	86.3	江田島市	14.3	25.0	57.0
竹原市	3.9	27.6	14.3	府中町	46.4	51.9	89.4
三原市	40.5	98.3	41.2	海田町	28.5	29.1	97.8
尾道市	16.4	142.9	11.5	熊野町	22.3	24.8	90.0
福山市	329.8	470.9	70.0	坂町	12.9	13.1	98.8
府中市	13.1	41.6	31.4	安芸太田町	2.8	6.9	40.8
三次市	20.1	54.9	36.6	北広島町	8.5	19.6	43.3
庄原市	13.9	37.9	36.7	大崎上島町	2.6	8.0	32.5
大竹市	26.5	28.1	94.2	世羅町	1.1	17.3	6.5
東広島市	77.1	184.2	41.9	神石高原町	—	9.9	—
廿日市市	49.8	117.1	42.6	県計	2,061.0	2,862.1	72.0

1. 行政人口は、平成27年3月31日現在の住民基本台帳人口による。
2. 処理人口は、平成27年4月1日までの供用開始公示済み区域内人口とする。
3. 各数値は四捨五入を行っているため、合計が合わないことがある。